

LIFRE

Legal Information Flash Report from MCLAW

発行:丸の内中央法律事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル817区

TEL:03-3201-3404 FAX:03-3201-3434 URL:http://mclaw.jp email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行される法律より、派遣労働者に対する不合理な待遇差を禁止する改正労働者派遣法及びセクシュアルハラスメント等の防止対策を企業に義務づける諸法の改正内容をご紹介します。

◇改正労働者派遣法が4月1日から施行されます。

派遣先労働者と派遣労働者の間の不合理な待遇 差が禁止される法改正が2020年4月1日より施行さ れます。

1. 派遣元による待遇決定方式

派遣元は、派遣先における通常の労働者と派遣 労働者の待遇に不合理な差異が無いよう、次のい ずれかの方法により派遣労働者の待遇を定める必 要があり、②の方法を採用しているか否か、採用 している場合にはその概要を関係者に開示する必 要があります。

- ① 派遣先から提供される待遇情報を前提として派遣先労働者との均等・均衡待遇を決定する方法(派遣先均等・均衡方式)
- ② 派遣元労働者と労使協定を締結した上で派 遣する方法(労使協定方式)

2. 派遣先による情報提供

派遣先は、派遣契約に先立ち、派遣元に待遇情報を提供しなければならず、情報提供がなければ派遣元は派遣契約を締結できません。派遣先が情報提供すべき内容は、派遣元が前項の①または②のいずれを採用しているかにより異なります。

3.派遣先が講ずるべき措置

派遣先は、派遣労働者の待遇改善が行われるよう派遣料金に配慮しなければなりません。また、派遣労働者に対しても教育訓練の機会を与えたり、給食施設、休憩室及び更衣室の利用の機会を与えなければなりません。

4. 派遣元の説明義務

派遣元は、派遣労働者の雇入れ時及び派遣時に それぞれ労働条件を明示して説明しなければなら ず、派遣労働者から求めがあった場合には派遣先 労働者との待遇の相違の内容及び理由等について 説明しなければなりません。

*

◆セクシュアルハラスメントなどの防止に関する 対策の実効性向上に向けて~セクハラ等の対策が 企業の法的義務に~

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法がそれぞれ改正され、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策を強化しました。

1. セクハラ等に関する事業主及び労働者の責務を明確化

セクハラを行ってはならないものであり、これ に対する関心と理解を深めること、及び他の労働 者に対する言動に注意を払うよう努めることが、 事業主及び労働者の義務として明記されました。

2. 事業主に相談等をした労働者に対する不利益な取扱いの禁止

従業員がセクハラ等について事業主に相談をした場合、事業者が、当該従業員に対し、セクハラ等について相談したこと等を理由とした不利益な取扱いを行うことが禁止されます。

これは、従業員がこうした相談等を行うことを躊躇しないよう配慮することが目的です。

3. 自社の労働者等が他社の労働者等にセクハラを行った場合の協力対応

事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行ったとされる場合において、他社から雇用管理上の措置の実施(セクハラの有無に関する事実確認等)に対して協力するよう求められたときは、これに応ずるよう努めるものとされました(努力義務)。

4. 調停の出頭・意見聴取の対象者を拡大

セクハラに関する調停制度について、各都道府 県労働局の紛争調整委員会が必要があると認める 場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、 職場の同僚等に対しても、参考人として出頭の求 めや意見聴取が行えるようになりました。

*上記1、2及び4については、パワーハラスメントや、いわゆるマタニティハラスメントについても同様とされています。

5. 適用日

厚生労働省の告示によれば、これらの定めは、 令和2年6月1日より適用するものとされています。 (友成、門屋)

法務トピックス

◇ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイドの策定(2020.2.26.経済産業省)

経済産業省は、企業がハイブリッド型バーチャル株主総会(取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所で株主総会(リアル株主総会)を開催する一方で、リアル株主総会の場に在所しない株主がインターネット等の手段を用いて遠隔地から参加/出席することができる株主総会)を実施する際の法的・実務的論点、及び具体的取扱いを明らかにする「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を策定し公表しました。

詳細は経済産業省のホームページをご覧下さい。